



Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは特許商標の登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300020759**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者みなさまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



このパンフレットは商品内容を説明するための補助資料です。
ご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」をご覧ください。

この保険の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

募集代理店

大和証券株式会社

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

B25040171-S2 2025.04 OT MSPL-2504-B-0036-00

大和証券グループ

2025年4月版

たのしみ、ずっと

新通貨選択利率更改型終身保険



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

募集代理店

大和証券
Daiwa Securities

あなたとご家族のこれからを考えてみませんか。

相続でよくある困りごと



預貯金口座はどうなりますか

死亡された方の預貯金口座は所定の手続き*1が完了するまで引出すことができない場合があります。



のこす相手を選べない

思い通りに資産を相続するためには遺言書が有効ですが、所定の書式・手続きを守らなければ、遺言書として認められません。



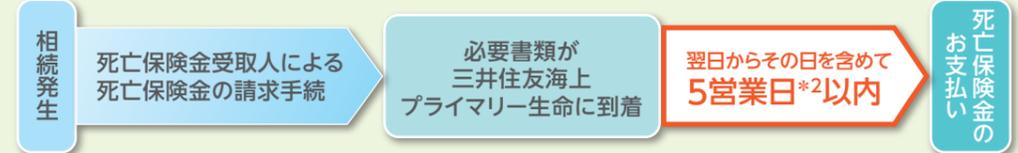
相続税が想定よりも多額になってしまう

相続資産が多いほど、相続税率は高くなり、納税額も多くなります。

生命保険でできること

相続発生後にすぐ現金を準備できます

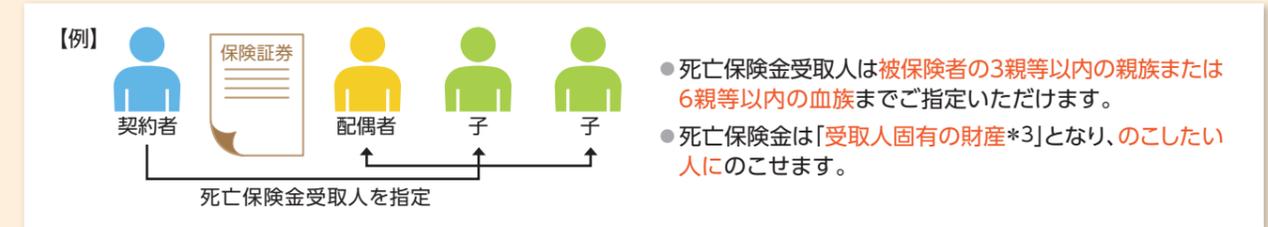
銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。



- | 預貯金引出しに必要な手続き*1書類(例) | 生命保険の死亡保険金受取りに必要な書類(例) |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| ①被相続人の戸籍謄本
②遺産分割協議書 | ①保険会社所定の請求書
②保険証券(年金証書) |
| ③相続人全員の印鑑登録証明書
④相続人全員の戸籍謄本 | ③受取人の本人確認書類
④被保険者の死亡診断書(死体検案書) |

お金に「あて名」をつけることができます

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。



死亡保険金には非課税枠があります

相続税法第12条により、法定相続人が死亡保険金を受取った場合、相続税には、死亡保険金の非課税枠*4があります。

$$\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*5$$

*1 預貯金については、一定の範囲内で払戻しできる制度があります。
 *2 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。
 *3 死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、*4 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。)以外の人が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。
 *5 死亡保険金受取人が法定相続人で、契約者と被保険者は同一人である場合に限り、法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。

取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。可能性があります。

■ 税制上の取扱いは2024年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務
 ■ 記載しているお取扱いは三井住友海上プライマリー生命における2024年12月1日現在のものであり、将来変更され

だからこそ
「たのしみ、ずっと」

たのしみ、ずっとは、 つかいながらのこせる保険です。



ご家族に、
のこしたい

死亡保険金額は、
一時払保険料(契約
通貨建て)の100%を
最低保証します

※医療告知や医師の診査は不要です。



もっと
好金利で
運用したい

円に比べて相対的に
高い金利水準の
外貨で運用します



ふえた分は
使いたい

定期支払金が
毎年受取れます

この保険には、定期支払特則が適用されます。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申し込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

積立利率について

契約日および更改日に適用される積立利率は、契約通貨、積立利率適用期間、被保険者の年齢によって異なります。また市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の積立利率をご確認ください。

市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

預金などとの違いについて

この商品は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

「たのしみ、ずっと」のしくみと特徴について

外貨で運用します

- 3つの通貨から選択できます。



- 更改日(契約日から20年*(契約通貨が豪ドルの場合は10年)ごとの年単位の契約応当日)ごとに、積立利率を見直します。

* 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、契約通貨にかかわらず10年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

* 積立利率は、契約通貨、積立利率適用期間、契約日(保険会社への着金日)および更改日における被保険者の年齢によって異なります。

毎年、定期支払金を受取れます

- ご契約の1年後から、定期支払金を毎年お受け取りいただけます。
- 積立利率を見直しながら、定期支払は一生続きます。
- 円支払特約を付加することで、円でお受け取りいただくこともできます。

* 定期支払金を円でお受取る場合(円支払特約)、為替相場の影響を受けますので、定期支払額は変動する場合があります。

* 更改日後の定期支払額は、一時払保険料に更改日における積立利率を乗じた金額となります。

死亡保険金額は、一時払保険料の100%を保証します

- 死亡保険金額は、一時払保険料(契約通貨建て)の100%を最低保証します。
- 死亡保険金は、契約通貨または円で受取ることができ、また、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受取ることもできます。

* 死亡保険金を円でお受取る場合(円支払特約)、為替相場の影響を受けます。

定期支払金をつかう

公共料金、納税、趣味などにつかうことができます。

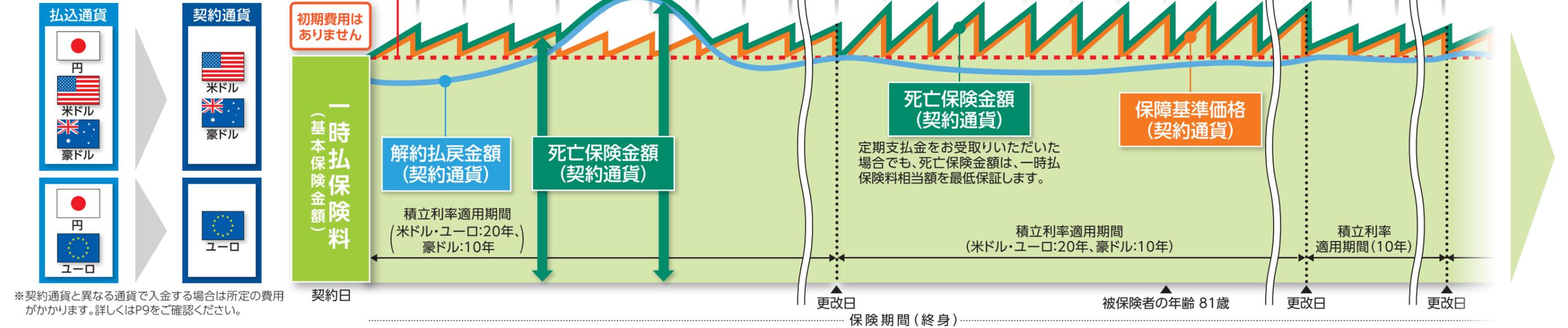


<「たのしみ、ずっと」のイメージ図>

死亡保険金は一時払保険料(契約通貨建て)の100%を最低保証

定期支払金の受取通貨を変更することができます。

$$\text{毎年の定期支払額} = \text{一時払保険料} \times \text{積立利率}$$



* 契約通貨と異なる通貨で入金する場合は所定の費用がかかります。詳しくはP9をご確認ください。

* 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
 * 更改日とは、契約日から20年(契約通貨が豪ドルの場合は10年)ごとの年単位の契約応当日をいいます。ただし契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、契約通貨にかかわらず10年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

定期支払金を円で受取る場合
 円に換算する際の為替レートには、為替手数料がかかりません。

解約予約 (利率更改日付け解約予約制度)
 解約控除の適用期間終了後に到来する各更改日を解約日としてあらかじめ解約を請求することができます。更改日を解約日とすることで、市場調整・解約控除がなく、解約払戻金額は一時払保険料(契約通貨建て)の100%を保証します。

- 積立利率・為替レート(契約通貨と異なる通貨で入金する場合は、契約日(保険会社への着金日)の積立利率と為替レートを適用します。
- 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。

- 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。
- 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

定期支払額シミュレーション

ご契約例

[契約通貨] **米ドル** [積立利率] **1.50%** [積立利率適用期間] **20年**
 [一時払保険料] **100,000米ドル** [一時払保険料円換算額] **10,000,000円** [為替(円入金特約)レート] **100円**

■ 定期支払金の円換算額シミュレーション

定期支払金を円で受取る場合の毎年の受取金額

定期支払額 **1,500米ドル = 100,000米ドル × 1.50%**

	定期支払金に適用する 円支払特約レート 1米ドル =	定期支払金 円換算額	一時払保険料円換算額 に対する利回り
定期 支払額 1,500 米ドル	130 円の場合	195,000円	1.95%
	120 円の場合	180,000円	1.80%
	110 円の場合	165,000円	1.65%
	100 円の場合	150,000円	1.50%
	90 円の場合	135,000円	1.35%
	80 円の場合	120,000円	1.20%
	70 円の場合	105,000円	1.05%

■ 定期支払金累計額と解約払戻金の円換算額シミュレーション

20年後の定期支払金累計額と解約払戻金額との合計額

20年間の定期支払金累計額 = **30,000米ドル**
 20年後の解約払戻金額 = **100,000米ドル**

経過年数	定期支払金累計額 + 解約払戻金額	為替レート(TTM) 1米ドル =	円換算額*
20年	130,000 米ドル	100 円の場合	12,950,000円
		90 円の場合	11,650,000円
		80 円の場合	10,350,000円
		77.31 円の場合	10,000,300円
		70 円の場合	9,050,000円
		60 円の場合	7,750,000円
		50 円の場合	6,450,000円

*「定期支払金累計額と解約払戻金額との合計額」の円換算額は、毎年受取る定期支払金はTTM、解約払戻金はTTM-50銭で換算した金額となります。



ご注意

- 上記定期支払金の円換算額シミュレーションの「一時払保険料円換算額に対する利回り」はあくまで一例で、「定期支払金円換算額」を一時払保険料円換算額で割って計算したものであり、税金等は考慮しておらず、実際の利率等とは異なります。また、利回りの確実性を示唆、あるいは保証するものではありません。
- 「一時払保険料円換算額に対する利回り」は小数点以下第3位を四捨五入しています。

- 定期支払金を円で受取る場合(円支払特約)、為替相場の影響を受けますので、定期支払額は変動する場合があります。
- 上記シミュレーションの積立利率はあくまで例です。ご契約時に最新の積立利率をご確認ください。
- 契約通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。

諸費用と解約について



諸費用について

■ ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

■ 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約通貨、積立利率適用期間、契約日および更改日における被保険者の年齢によって異なります。

※保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

■ 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の 円入金特約レート	TTM+50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の 外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)
定期支払金を除く保険金等を円で受取る場合の 円支払特約レート	TTM-50銭

※定期支払金を円で受取る場合の為替レートは、TTMが適用されます。

※外貨入金特約の場合、契約通貨建ての一時払保険料は払込通貨で受領した保険料÷外貨入金特約用為替レートで計算されます(小数点以下切上げ)。

(例) 1豪ドル=1.05米ドル 一時払保険料 10万米ドル 契約通貨 豪ドル
一時払保険料(豪ドル建)=10万米ドル÷1.05=95,239豪ドル(小数点以下切上げ)

■ 遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
年金管理費	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

■ 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日から経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

項目	費用	時期
解約控除	契約日から解約日までの経過年数に応じた解約控除率(6%~0.6%)を一時払保険料に乘じた額	解約時に市場調整価格*から控除

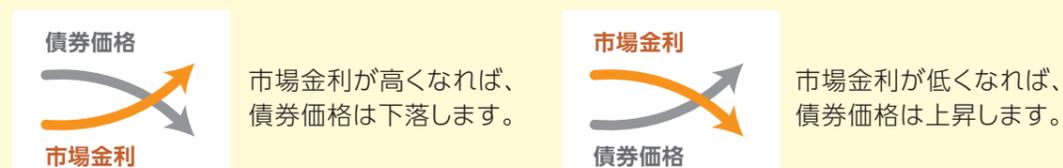
* 市場調整価格とは、解約日の保障基準価格に、市場金利の変動状況を反映させた価格です。



解約について

- 保険期間中はいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、この保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合(解約控除額)を差引いた金額となります。
- 解約控除額は、契約日から解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日から経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じた金額となります。

金利と債券の関連イメージ



■ 解約時の払戻金額は次の通り計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の保障基準価格}^*1 - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

$$\text{B 市場調整額} = 0$$

(2) (1)以外の場合

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格}^*1 \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i}{1+j} \right]^{\text{残存月数}^*2/12} \right\}$$

▶市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

※ j は、解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利です。

*1 保障基準価格とは、基本保険金額に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。

なお、定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。

*2 残存月数は、解約日から更改日までの月数です。(端数日は切上げます。)

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}$$

[解約控除率]

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

税金のお取り扱いについて



ご契約時

お支払いいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。



定期支払金の課税について

定期支払金受取時

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得)+住民税が課税されます。

雑所得について

雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算されて総合課税により所得税が課税されます。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る定期支払金} - \text{必要経費}$$

※必要経費は以下の通り計算されます。

必要経費=定期支払額×(円換算一時払保険料÷(第1回定期支払額×第1回定期支払日における被保険者の余命年数+基本保険金額*))

* 第1回定期支払日のTTMで円換算した金額になります。

定期支払金受取時の課税の計算例

<前提条件>

- 円換算一時払保険料：950万円(円入金特約付加あり。換算為替レート：95円)
- 一時払保険料(基本保険金額)：100,000米ドル
- 積立利率：1.50% ■定期支払額：1,500米ドル(円支払特約付加なし)
- 被保険者の性別：男性 ■第1回定期支払日における被保険者の年齢：60歳
- 第1回定期支払日における被保険者の余命年数：19年
- 第1回定期支払日のTTM：90円 ■第2回定期支払日のTTM：100円

【必要経費の計算例】

$$\begin{aligned} \text{必要経費割合} &= \frac{9,500,000\text{円}}{(1,500\text{米ドル} \times 90\text{円} \times 19 + 100,000\text{米ドル} \times 90\text{円})} \\ &= 0.821\cdots \Rightarrow 0.83 \text{ (小数点第3位以下を切上げ)} \end{aligned}$$

- ・必要経費(第1回) = 1,500米ドル × 90円 × 0.83 = 112,050円
- ・必要経費(第2回) = 1,500米ドル × 100円 × 0.83 = 124,500円
- ⋮

【雑所得の計算例】

- ・雑所得(第1回) = 1,500米ドル × 90円 - 112,050円 = 22,950円
- ・雑所得(第2回) = 1,500米ドル × 100円 - 124,500円 = 25,500円
- ⋮

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

必要経費計算用の余命年数表についてはP17をご覧ください。



保険期間中

解約時 解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

一時所得は、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除額の50万円を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費} \} - \text{特別控除額(50万円)} \times 1/2$$

※定期支払金受取り後に保険金または解約払戻金を受取る場合の必要経費は、払込保険料相当額からそれまでに受取った定期支払額に対する必要経費を控除した金額となります。

※受取金額は、円換算額で課税されるため、外貨建ての受取金額が一時払保険料を下回っても課税されることがあります。

※受取金額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建ての受取金額が一時払保険料を下回ることがあります。

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
死亡時	本人	本人	配偶者または子	相続税*
	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*「生命保険金の非課税枠(50万円×法定相続人数)(相続税法第12条)」が適用されます。



ご参考

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)
定期支払金	定期支払金の支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日(相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場(TTB)
	死亡保険金の支払日(所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)



ご注意

- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 上記税制上の取扱いは、個人を契約とする一般的な契約形態を想定して、2024年12月1日現在の税制に基づきまとめたもので、全ての情報を網羅するものではありません。将来的に税制の変更により計算方法・税率などが変わる場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

各種お取扱いについて



ご契約のお取扱いについて

一時払保険料		米ドル	豪ドル	ユーロ
契約通貨				
最低		1万米ドル(1米ドル単位)	1万豪ドル(1豪ドル単位)	1万ユーロ(1ユーロ単位)
最高		契約日時点の円換算額 20億円 ※契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートに基づき算出します。		
円入金特約を付加した場合	最低	100万円(100円単位)		
	最高	20億円		
外貨入金特約を付加した場合		払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。		お取扱いいたしません。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳～90歳			
契約日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日			
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者			
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族			
保険期間	終身			
保険料の払込方法	一時払のみ			
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額(一時払保険料)をお返しいたします。			
定期支払金	契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約日または更改日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受け取りいただけます。			
	支払時期	定期支払日(毎年の契約応当日)		
	定期支払額	契約日または更改日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受け取りいただけます。		
	定期支払金の通貨	契約通貨にてお受け取りいただけます。円支払特約の付加により、円での受け取りが可能です。		
付加できる主な特約	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。		
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。		
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等を円で受取ることができます。		
	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受取ることができます。		
増額	お取扱いいたしません。			
一部解約	お取扱いいたしません。			
契約者貸付制度	お取扱いいたしません。			

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は、20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。



積立利率・為替レートのご案内

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

- 積立利率** 保障基準価格および定期支払金を計算する際に適用される利率です。
- 指標金利** 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
- 為替レート** 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金する場合に適用される**三井住友海上プライマリー生命が定めるレートです***。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

積立利率・為替レートフリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。



金銭の授受について

- この保険にかかる金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 一時払保険料の入金は契約通貨になります。ただし、円入金特約を付加して円で入金することや、外貨入金特約を付加して契約通貨と異なる外貨で入金することもできます。これらの特約を付加する際の為替レートは三井住友海上プライマリー生命が営業日ごとに定め、かつ、**その適用は受領した保険料が三井住友海上プライマリー生命の指定口座に着金する日(受領日)を基準とします。**したがって、着金日によって、契約通貨に換算した一時払保険料が変動しますのでご了承ください。
- この保険の死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等のお受け取りは原則契約通貨となります。ただし、円支払特約の付加により円でお受け取りいただくこともできます。
- 円支払特約を付加し死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等を円で受取る場合には、所定の日(請求事由により異なります)における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートにより円に換算されます。
- 死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等のお受け取りの際に、契約通貨を円に転換する場合の為替レートの適用日が三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の営業日でないときは、その日の直後に到来するその金融機関の営業日の為替レートで換算されます。

アフターサービスについて



お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。



ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
 - 住所変更
 - 生命保険料控除証明書の再発行 等
- ※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書の再発行等はサービスの対象外となります。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com>



プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。



お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

0120-81-8107

(ハイ、パートナー)

受付時間
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。 ※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとまらない場合があります。



ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等
契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。

積立利率適用期間中

ご契約状況のお知らせ
毎年1回、契約者あてにご案内*します。
* 郵送でご案内する以外に、インターネットでの照会も可能です。

更改日

積立利率の更改についてのご案内
更改日以降に新しい積立利率をお知らせします。

定期支払金の振込後

お手続き完了のお知らせ



Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。



安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



私だけ契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

